

○うきは市伝統的建造物群保存地区補助金交付規程

(平成17年3月20日告示第11号)

改正 平成21年9月24日告示第39号 平成24年3月30日告示第20号
令和7年4月1日告示第40号

(趣旨)

第1条 この告示は、うきは市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成17年うきは市条例第110号。以下「条例」という。)第13条の規定及びうきは市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則(平成17年うきは市教育委員会規則第36号。以下「規則」という。)第8条の規定に基づく補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 保存地区の伝統的建造物について、修理に係る経費のうち、通常望見できる屋根、外壁等の外観及びこれと密接な関係を有する土台、柱、梁等主たる構造に係る経費を補助の対象とする。

2 保存地区内の伝統的建造物以外の建築物等について、別表の基準に従った修景に係る経費のうち、通常望見できる屋根、外壁等の外観に係る経費を補助の対象とする。

3 前2項に定めるもののほか、周囲の景観との調和若しくは歴史的風致の維持のため、特に必要と認められる復旧及び管理等に係る経費を補助の対象とする。

(補助金額)

第3条 補助金交付額は、別表のとおりとする。なお、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて工事着工1箇月前までに提出しなければならない。

- (1) 位置図(縮尺1,000分の1以上)
- (2) 配置図(縮尺200分の1以上)
- (3) 設計図(縮尺100分の1以上)及び仕様書
- (4) 工事見積書
- (5) 現況カラー写真
- (6) その他市長及びうきは市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める資料

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査の上、補助金交付の適否を決定し、交付すべきと決定したときは、当該申請者に対し補助金交付決定通知書(様式第2号)を通知するものとする。

(事業の実施)

第6条 前条の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付決定後に事業に着手するものとし、条件が付された場合は、それを遵守しなければならない。

(事業の変更)

第7条 交付決定者は、補助金交付決定後事業内容の変更し、又は中止しようとする

るときは、速やかに伝統的建造物群保存地区保存事業内容変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、かつ、申請の内容の適否を決定し、速やかにその決定した内容変更(承認・却下)通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(事業完了報告)

第8条 申請者は、事業が完了した場合は、遅滞なく、事業完了報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定、交付等)

第9条 市長は、前条の事業完了報告書を受理したときは、これを審査し、現地確認等の必要な調査を行い、補助の対象となる当該年度の事業が完了していることを確認後、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額を、当該申請者からの補助金交付請求書(様式第7号)の提出により交付する。

(報告、検査及び指示)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者又は補助金の交付を受けた者(以下「交付決定者等」という。)に対し、補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することができる。

(交付の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付予定額若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (4) 条例第1条の目的の達成に支障となる行為を行ったとき、又は目的の達成に必要な指示に従わなかったとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の吉井町伝統的建造物群保存地区補助金交付規程(平成8年吉井町規程第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年9月24日告示第39号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第20号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日告示第40号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

区分	補助対象	補助率	限度額
伝統的建造物の修理	修理に係る経費のうち、通常望見できる屋根、外壁等の外観及びこれと密接な関係を有する土台、柱、梁等主たる構造に係る経費を補助の対象とする。	主屋等 9/10以内(茅、杉皮葺きの場合)	12,500,000円
		主屋等 8/10以内(茅、杉皮葺き以外の場合)	10,000,000円
		大型主屋等(総事業費2,000万円以上) 9/10以内(茅、杉皮葺きの場合) 8/10以内(茅、杉皮葺き以外の場合)	20,000,000円
		土蔵等附属屋 8/10以内	5,000,000円
		大型土蔵等附属屋(総事業費1,000万円以上) 8/10以内	10,000,000円
		門、塀等工作物 8/10以内	2,500,000円
上記以外の建造物の修景	新築、増築、改築、移転する際の修景に係る経費のうち、通常望見できる屋根、外壁等の外観に係る経費を補助の対象とする。	主屋 5/10以内	5,000,000円
		土蔵等附属屋 5/10以内	2,500,000円
		門、塀等工作物 5/10以内	1,800,000円
環境物件の復旧	保存地区の歴史的風致を維持するための復旧に係る経費	8/10以内	1,200,000円
伝統的建造物等の管理	伝統的建造物及び環境物件の白蟻害防除に係る経費	5/10以内	500,000円
	伝統的建造物の防災設備に係る経費	5/10以内	1,000,000円

様式第1号(第4条関係)

補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

伝統的建造物群保存地区保存事業内容変更承認申請書

[別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

伝統的建造物保存地区保存事業内容変更(承認・却下)通知書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 8 条関係)
事業完了報告書
[別紙参照]

様式第 6 号(第 9 条関係)
補助金等確定通知書
[別紙参照]

様式第 7 号(第 9 条関係)
補助金交付請求書
[別紙参照]